

平成19年12月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成19年12月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成19年12月3日（月） 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第35号 市川市教育振興基本計画の策定について
議案第36号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
 - 6 報告第18号 平成19年度12月補正予算に関する臨時代理の報告について
報告第19号 公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - (1) 平成20年度当初予算にかかる主な新規事業等の要求状況について
 - (2) 平成19年度「新成人の集い」開催内容について
 - (3) 企画展「いちかわの動植物 基本ブック」実施報告について
 - (4) 平成19年12月市議会定例会の報告について
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第35号 市川市教育振興基本計画の策定について
議案第36号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
 - 2 報告第18号 平成19年度12月補正予算に関する臨時代理の報告について
報告第19号 公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について
 - 3 その他
 - (1) 平成20年度当初予算にかかる主な新規事業等の要求状況について
 - (2) 平成19年度「新成人の集い」開催内容について

- (3) 企画展「いちかわの動植物 基本ブック」実施報告について
(4) 平成19年12月市議会定例会の報告について

5 出席委員 五十嵐 芙美子
吉岡 博之
井関 利明
宇田川 進
西垣 惇吉

6 欠席委員 なし

7 出席職員、職・氏名

教育次長	松永 潤	教育総務部長	小川 隆啓
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部長	田中 庸恵
学校教育部次長	山崎 繁	生涯学習部長	鋒崎 修二
生涯学習部次長	浮ヶ谷 隆一	企画調整課長	福田 明
就学支援課長	松本 辰夫	教育施設課長	渡邊 静男
指導課長	高橋 邦夫	保健体育課長	西川 裕二郎
教育センター所長	伊東 秀樹	生涯学習振興課長	齋藤 忠昭
地域教育課長	鈴木 郁夫	青少年育成課長	石井 正夫
公民館センター長	堀切 公雄	中央図書館長	漆原 利一
自然博物館長	西 博孝		

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課長	青木 一雄
教育総務課 主 幹	山田 修一
〃 副主幹	高井 裕美子
〃 副主幹	谷内 弘美

○ 五十嵐委員長

ただ今より、平成 19 年 12 月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第 3 条第 2 項の規定により、この定例会の会期は本日 1 日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って、議事を進行いたします。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 39 条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、宇田川委員を指名いたします。続きまして、議案に入らせていただきます。議案第 35 号 市川市教育振興基本計画の策定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 企画調整課長

資料の 1 ページをご覧ください。市川市教育振興基本計画を新たに策定したいと考えておりますので、委員会の議決を求めるものです。提案理由としましては、現在、本市の教育行政の指針としております教育計画について、教育を取巻く状況の変化に対応し、本市の実情に合わせた教育施策を実施するために、全面的に見直しを行い、新たに教育振興基本計画を策定する必要があるものと考え、ここに提案するものであります。続いて 2 ページをご覧ください。新しい計画を作るための策定方針についてご説明いたします。はじめに、1 の計画策定の趣旨であります。現在の教育計画を策定したのが平成 13 年 1 月であり、その後 7 年近くが経過するなかで、少子高齢化や高度情報化の進展など社会状況が変化していること、また、昨年 12 月に教育基本法が改正されるなど教育を取巻く環境が変化しており、新たな教育課題も生じております。また、近年、行政計画に対しては、単に計画の進捗状況を管理するばかりでなく、計画を実施した後の成果についても問われるようになってきていることから、計画に対する点検・評価する仕組みを取り入れる必要性がでてきております。このようなことから、現在の教育計画を全面的に見直し、新たに教育振興基本計画を策定したいと考えております。続きまして 3 ページをご覧ください。2 の計画の性格についてであります。理由のところに記述しているとおり、現在の教育の振興は、学校と行政だけで担えるものではなく、学校・家庭・地域、行政の連携・協働が不可欠となっております。このため、計画の狙いとしては、教育関係者と行政職員だけが知っている計画にするのではなく、広く市民に示して、理解と協力を求めるという性格を持たせ、目標と評価を意識した計画にしようと考えております。次に 4 ページをご覧ください。3 の計画策定の基本的な考え方については、どのような視点で計画作りをしていくかということで、必要な項目として、学校・家庭・地域相互の連携・協力の推進、少子高齢化時代に対応する生涯学習社会の実現、個性を活かし、生きる力を育む教育の推進の 3 つを取り上

げました。次に、4の計画策定に当たっての留意点では、計画づくりをする中で取り入れるべき点、考慮すべき点について、民意の反映と市民との協働、目標の明確化と適切な点検・評価の実施、計画の実効性を担保する進行管理、教育分野に関連した個別計画との整合性の確保の4項目を取り上げました。次に、5の計画の構成と計画期間については、基本目標や施策をまとめた基本計画を5年間、実施計画については3年間とし3年目に見直しをして、前半の3ヵ年と後半の3ヵ年で完結する計画にしたいと考えております。6の計画の策定期間は、平成19年度から20年度としております。7の計画の策定組織及び市民参加の手法については、庁内の策定組織として、関係する部長・次長クラスの策定会議、関係課長による策定調整会議、担当者の作業部会を考えております。市民参加については、学識経験者等で構成する計画策定外部委員会を設置するほか、児童生徒をはじめ各種団体など幅広く意見を聞きまして、計画づくりを進めたいと考えております。最後に5ページをご覧ください。計画策定のスケジュールは、今年度の残り期間を準備にあてまして、20年度当初から本格的に計画づくりに入り、年度内の策定を目指しまして、平成21年4月から新しい計画を実施したいと考えております。説明は以上ですが、この策定方針案に沿って市川市教育振興基本計画の策定に着手してよろしいか、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ **五十嵐委員長**

教育基本法の改正に伴ってということですか。

○ **企画調整課長**

今まで教育分野というのは、個別の計画を作っているところは少なかったのですが、12月の教育基本法の改正によって、国は教育振興計画を作りなさい、地方についても努力義務として教育振興計画を作りなさいというのがありました。市川市はすでにあるのですが、それを受けまして、新たに作るものです。

○ **井関委員**

市川市として、独自なことをやっていいということですか。

○ **企画調整課長**

国の方針の下でやるようになりますけれども、市川市が今まで歩んできた独自の教育施策がありますので、それを踏まえながら新しく、いじめの問題やモンスターペアレンツの問題などを考慮して変えていきたいと思っております。

○ **井関委員**

市川市の独自性を強く出したほうがいいと思います。具体的な施策は地方に任せていると思いますので、その範囲を解釈して独自のやり方ができればいいと思います。市内全部が同じではなくて、特定の学校に標準を当てるなどして、市川では面白い教育をやっているなというのが、全国に通じれば

いいと思います。

○ **企画調整課長**

新しい計画を作っていく中で、全国的にどのような取り組みをしているのか調べたり、市川市独自で積み上げた中で、新しい施策が出てくれば盛り込んでいきたいと考えております。

○ **井関委員**

各地のことをお調べになって、他でやっていないことをやるように考えていただきたいと思います。

○ **吉岡委員**

計画の策定方針はいいと思いますが、特徴がないと思います。地域によって重点施策を行なうまとめ方をした方がいいと思います。それから、2の計画の性格の(2)に理由とでてくるのですが、何の理由かと考えてしまうので、変えた方がいいと思います。4ページの(2)市民参加のパブリックコメント等の実施とありますが、等は何を指しているのですか。

○ **企画調整課長**

一般的なやり方としては、市民意向調査や計画ができた段階で意見を聞くことなどがあります。それ以前に教育に求めているものは何か、保護者や子どもたちに幅広く聞いていきたいと考えております。

○ **井関委員**

アンケート調査を行なって、平均値を取るのはいけません。平均値は本当の支持者が少ないところに集まるものです。最近、教育に対しては皆さん同じことを期待しているわけではないのです。今日ほど、親も地域社会も学生も教育というものに対する理解が多様化しているときはありません。したがって、学校によってやり方が違う方がいいと思います。一律に平均値で対応することは考えないで、調査の集計の仕方と解釈の仕方は慎重を期さないといけないと思います。

○ **宇田川委員**

(2)市民参加の外部委員会の設置とありますが、この位置づけはどのように考えているのですか。

○ **企画調整課長**

平成20年度に計画を作りますので、計画を作っていく中で、懇談会を行っていくものです。決定機関ではありません。

○ **井関委員**

策定計画の中に評価を項目として入れる必要はないのですか。

○ **企画調整課長**

評価は非常に難しい面があるのですが、昨今は評価は計画を作る上での流れになっていますので、評価できる指標を選びまして、評価の仕組みを行ないたいと思います。

○ **井関委員**

内部評価だけではなく、受益者評価と第三者評価と多面評価が必要です。ある学校が特定のプロジェクトをもって、ある試みを行ないます。突出したことをやれば、それだけ評価はやさしくなるのです。それぞれの学校に基本方針の試みがあって、その試みをどのように評価すべきかというやり方をしたほうがやりやすいと思います。

○ **宇田川委員**

先日、中山小学校を見させていただいて、非常に優れていると感じました。考えさせる教育の一貫性があって、すばらしい学校なので、モデル校として全部を引き上げていく計画を立てるとすばらしいと思いました。

○ **企画調整課長**

市川市の場合、創意と活力のある学校づくりということで、地域や学校によって特色ある学校づくりをしていますので、それが教育計画の中で他の学校も取り入れるとなると、それぞれ独自の地域性などがありますので、先進的な事例なども市内にあるという考え方も参考にしていきたいと思います。

○ **五十嵐委員長**

先ほど吉岡委員から、2の計画の性格(1)ねらい(2)理由について、ご意見がありましたけれども、その点はいかがですか。

○ **企画調整課長**

策定方針なので、あえて理由ではなくて、計画のねらいということで、簡潔に1本にまとめたいと思います。

○ **五十嵐委員長**

一部修正ということで、議案第35号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第36号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **学校教育部次長**

資料は6ページから12ページとなります。提案理由は、学校教育法等の一部を改正する法律により学校教育法の規定が改正されたことに伴い、同法に關係する本市の教育委員会規則において、同法の規定を引用している条文を整理する必要が生じたため、この規則を制定するものでございます。關係規則は8本にわたりますが、全てをまとめて規則を制定するものでございます。關係する規則は、市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則、市川

市立小学校及び中学校の出席停止の命令の手続に関する規則、市川市私立幼稚園類似施設園児補助金交付規則、市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則、市川市私立幼稚園園児補助金交付規則、市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則、市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則、市川市学校施設の開放に関する規則以上の8規則でございます。8規則の一部を改正し、条例番号をそれぞれ読み替えるものとなっております。なお、新旧対照表については9ページから12ページでございます。関係規則の中で引用している学校教育法の条文の内容については、資料をお配りしておりますので併せてご覧ください。内容について説明いたします。1つ目の市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則は、第14条第2項中に第22条第1項を第16条に改めることを盛り込んでございます。第32条中については、第85条を第137条に改めております。2つ目は、市川市立小学校及び中学校の出席停止の命令の手続に関する規則をご覧ください。第1条中に関して、第26条第3項を第35条第3項に改めております。第2条中第26条第2項を第35条第2項に改めております。第8条第1項の第26条第1項を第35条第1項に改め、同条第3項中第26条第2項を第35条第2項に改めております。続きまして、様式の第1号中にごございます第26条第2項を第35条第2項に改めました。同じく様式第4号中の第26条第1項を第35条第1項に改めております。3つ目、市川市私立幼稚園類似施設園児補助金交付規則をご覧ください。第2条第1号中にあります第102条第1項を附則第6条に改めております。4つ目の規則になります。市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則については、第2条第1号中にあります第102条第1項を附則第6条に改めております。続きまして、5つ目の規則になります。市川市私立幼稚園園児補助金交付規則につきましても、第2条第1号中にあります第102条第1項を附則第6条に改めました。続きまして、6つ目の規則、市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則についても、第2条第1号中の第102条第1項を附則の第6条に改めました。7つ目の規則になります。市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則についても同様に、第2条第1号中の第102条第1項を附則第6条に改めております。なお、この規則については、別表にごございます教材の購入に関する項目の中の第4条を第4条第1項に改めました。最後に市川市学校施設の開放に関する規則については、第1条中にある第85条を第137条に改めております。それぞれ8つの規則について変更しております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第36号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議事6報告に入らせていただきます。報告第18号 平成19年度12月補正予算に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **企画調整課長**

資料の13ページをご覧ください。報告第18号 平成19年度12月補正予算に関しまして臨時代理をさせていただきましたので、その内容について報告いたします。資料の14ページをお開き下さい。12月補正予算については、歳入・歳出の補正予算はなく、債務負担行為補正のみとなります。債務負担行為の補正については、11月の定例教育委員会で説明いたしました小学校及び中学校の普通教室に整備する冷暖房機設備、エアコンを借上する経費であります。リース期間が財政課との調整の結果、8年間から13年間に変更となり、借上げの期間が平成19年度から33年度までになったことに伴い、事業費についても、小学校が22億8,897万円、中学校が8億6,443万5,000円に変更となっております。なお、前回の定例教育委員会の際に説明しました歳出補正予算、青少年育成費の扶助費として、放課後保育クラブのおやつ代の援助費用を増額要望していましたが、予算内での流用対応となりましたことから、今回は予算化が見送られております。この補正予算案は、12月議会に上程されましたので、議会で審議され、議決されますと予算として確定いたします。以上でございます。

○ **宇田川委員**

冷暖房設備の工事期間はどのくらいですか。

○ **教育施設課長**

予定では、3月に着工して、6月中には稼働させたいと考えております。

○ **宇田川委員**

この金額は設備投資額の総額で、契約したリース会社に支払うということですか。

○ **教育施設課長**

この金額には、機器、工事費、13年間の保守点検料が含まれています。ただ、機器と保守点検を一括で契約するかは検討中です。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、報告第18号を終了いたします。次に、報告第19号 公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の制定に関する臨時代理の報告についてを議題といたします。

○ **生涯学習部長**

資料の15ページをご覧ください。11月の定例教育委員会で概要の説明をさせていただきました、所管の施設に関しまして、公の施設における暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の制定に関しまして臨時代理を

させていただきましたので、報告をさせていただきます。内容については、16 ページから 22 までになります。19 ページをお開きください。3 条例とも同じような修正をしておりますけれども、少年自然の家の設置及び管理に関する条例は、第 6 条に第 2 項の第 4 号に新しく項立てをしまして、暴力団の利用を排除する項目を第 12 条の第 6 号で暴力団の利益になるときという項目を追加しております。それから、第 14 条に意見聴取という形で新たに条立てをして、所轄の警察署長の意見を聞く項目を入れております。続きまして、20 ページをお開きください。公民館の設置及び管理に関する条例でございますが、これも同様に第 4 条第 2 項の第 5 号に新しく暴力団の排除を第 9 条の第 6 号に新しく暴力団の利益になるときを追加いたしました。第 11 条で意見聴取の新しい条文の挿入をしております。21 ページの林間施設の設置及び管理に関する条例ですが、今と同様の条文の整理をするのと同時に、これまで他の施設の設置管理条例の文言の書き方に合わせる形で、文言の整理をさせていただきます。暴力団の排除等に関しましては、直し方は管理施設と同様でございます。あくまでも、この趣旨は暴力団が勢力の誇示ですとか、暴力団の利益につながる使い方について排除をするということで、例えば暴力団員が個人的に身内の葬儀を一般の市民と同様に使用することまで排除するものではないということです。公民館、少年自然の家、菅平いちかわ村の利用についても同様の考えでおります。常任委員会の方では可決をいただきまして、明日、本会議で議決をいただけるものと思っております。成立いたしましたら、広報等でピーアールするとともに使用申請書等に記載をする予定であります。以上です。

○ **吉岡委員**

暴力団であるという確認はどのようにとるのですか。

○ **生涯学習部長**

所轄の警察に名簿があるそうです。

○ **吉岡委員**

宗教団体などは該当しないのですか。

○ **生涯学習部長**

これは、あくまでも暴力団とその構成員を指していまして、基本となっておりますのは、平成 4 年に成立しております暴力団による不当な行為の防止等に関する法律で、暴力団に限定した対策です。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、報告第 19 号を終了いたします。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)平成 20 年度当初予算かかる主な新規事業等の要求状況について説明してください。

○ **企画調整課長**

資料の 23 ページと 24 ページになります。新年度の主な新規事業、重点事

業にかかる予算の要求状況についてご説明いたします。この一覧表に載せてある事業は、教育委員会の各部における来年度の新規事業、重点事業として11月の上旬に財政課に予算要求したもので、現在の時点ではあくまで要求の状況です。それでは、部ごとに主な事業を説明させていただきます。教育総務部は1から9までとなります。1の教育振興基本計画については議決をいただいたところですが、策定するにあたり外部の学識経験者の意見を伺うための懇談会を予定しております。その経費とか委託料等を合わせて、約1,000万円予算要求をしております。2の私立幼稚園等補助金については、私立幼稚園園児補助金の額を引き上げることを要望しております。幼児教育センターについては、設置に向けた準備として要求しております。4以降については、小中幼稚園の重点事業として特に来年度はトイレの改修にも力をいれていこうということで要望しております。併せて小学校の耐震補強を引き続き行っていくものです。学校教育部については、10から14までとなります。10の少人数学習等担当補助教員事業については、補助教員の人数の増加を図るものです。学校版環境ISOについては、認定校の拡大を図るもの。学校給食事業については、学校給食現場で使う老朽化した調理器具の交換の予算を要求しております。また、ヘルシースクール事業については、今年度も行なっております口腔検診を行なう学校数を拡大していきたいと要望しております。14の食育推進事業については、来年度、市でWHO健康都市のアジア地域での国際大会が10月に予定されておりますので、国際大会に合わせまして、食育フェアを実施する予算を計上しております。15から19については、生涯学習部の事業となります。15は下総国分寺跡の遺跡遺構図の整理、測量など、16は曾谷貝塚の用地購入の予算要求をしております。17は市指定の文化財として、徳願寺山門の保存修理に対して、市が一部修理を助成するものです。18の公民館センターについては、アスベスト含有施設の公民館の改修工事を行なうものです。最後の図書館運営事業については、市川駅南口再開発ビルの中に図書館が入りますので、かかる経費を要望しているものです。この後、12月中旬に財政部長ヒアリングにありまして、1月に市長、副市長査定がありますが、1月の下旬ごろに予算が確定しますので報告させていただきます。

○ **吉岡委員**

小学校営繕事業のトイレ改修事業が新規になっているのはなぜですか。

○ **教育施設課長**

平成16年まで国庫補助金で実施してきたのですが、耐震優先ということで中止にしておりました。今回、トイレの苦情がかなりありまして、改修要望がでてきております。営繕事業ではなく改修工事として行ないますので、新規事業となりました。

○ **五十嵐委員長**

政策AとBの違いはあるのですか。

○ **企画調整課長**

政策Bは総合計画の3カ年計画に位置づけた事業とか新規事業、大きな事業で、政策Aは毎年、経常的に行なっている事業ということです。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。(2)平成19年度新成人の集いの開催内容について説明してください。

○ **生涯学習振興課長**

平成19年度 新成人の集いの開催内容の経過について、2回目のご報告をさせていただきます。資料の25ページをご覧ください。はじめに1の前回検討中の事項の報告でございますが、実行委員会を現在まで5回開きまして、延べ38人の委員が参加いたしました。まず、式典の内容ですが、式典開始前に、市内小中学校の校舎などのスライド映像を約20分間、実行委員が選曲した音楽と共に流します。これは、新成人にスムーズに客席に座っていただくのが狙いでございます。次に、式典オープニングセレモニーとして、和太鼓演奏を行います。奏者は、4年前に出演いただいたことのある郷童会が演奏します。郷童会は、家族を中心とした10名程の団体で、妙典に在籍しております。出演交渉も前向きに引き受けていただきました。続いて、市長の挨拶、当時の校長先生の紹介、来賓の紹介を行いまして、今年度は、I LOVE ICHIKAWA(あいラブ市川)と題しまして、実行委員が企画した映像を約15分間上映いたします。映像の内容は、3部構成で、第1部は、市川市の施設や、今昔の風景などを紹介する映像です。実行委員のアイデアを盛り込み、市川の魅力を再発見できるような映像を目指しております。第2部は、市川市青少年教育国際交流学生会メンバー出演による映像でございます。これは、今回のテーマ「あい～I・出会い・助け合い…そこにある愛～」にちなんだ出演者を協議していたところ、実行委員の中にこの学生会のメンバーがおりまして、浮上したものです。10代から20代が在籍しておりまして、テーマに沿った映像が期待できると考えております。第3部は、市川市の会社社長などからの体験談やメッセージ映像です。続いて、実行委員の紹介を行い、実行委員代表者2名の挨拶、最後に実行委員会制作の約5分前後のエンディング映像を流して終了となります。昨年に比べ若干構成を変更しておりますが、これは、実行委員会の中で、市長挨拶、来賓の紹介は式典の前半がいいとの意見を反映したものであります。次に、2階小ホールは写真撮影コーナーに決定しました。具体的な背景面のデザイン、レイアウトは検討中でございます。パンフレットの表紙デザインについてですが、今年度のテーマをイ

メージした表紙デザインを、実行委員の友人である美大生に依頼することになりました。式典のエンディング映像、小ホールの背景画、プログラム表紙など、現在も検討中の事項がございますが、実行委員自ら担当を決め、作業を進めています。12月21日を作業の期限と定め、実行委員を側面から支援し、その成果品を待ちたいと思っております。次に2の成人式制作等業務委託一般競争入札結果でございますが、資料のと通りの結果でございます。次に3の市川警察署の警備についてですが、平成19年11月20日に、警察署長に挨拶と当日の警察署員の派遣依頼をいたしました。私服警官が大ホールの警備を担当し、制服の警官がパトカーによる周辺道路のパトロールを実施していただけるとの協力が得られております。次に4の来賓の方々の案内状ですが、資料のとおり、91名の方々に現在、案内状を配布する準備をしております。なお、新成人に対する案内状は、11月30日に発送いたしました。市内対象者は4,219名、市外の市川市成人式参加希望者は、11月28日現在で57名、計4,276通を発送いたしております。その他に、前回の定例教育委員会でご指摘のありました、記念品の万年筆の名入れに、書くことへのメッセージを入れられないかとのことでございますが、万年筆への名入れは、文字数に限度があることと、また、実行委員会の中で、名入れはローマ字の筆記体がいいとの意見が多数ございました。筆離れを危惧するメッセージについては、プログラムの記念品紹介欄に掲載したいと思っております。ちなみに名入れの文字は、筆記体のIchikawa cityになっております。報告は以上でございます

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(3)企画展いちかわの動植物基本ブック実施報告について説明してください。

○ **自然博物館館長**

平成19年度にまたがって実施いたしました平成18年度自然博物館企画展を終了いたしましたのでご報告いたします。資料は27ページになります。本年2月24日より10月28日まで213日間、企画展いちかわの動植物基本ブックを開催いたしました。今回の展示は、平成13年度から15年度に行なわれた市川市自然環境実態調査において調査された市川の代表的な動植物について、おもに小学生や自然観察入門者を対象として、市内の動植物を幅広く取り上げ、わかりやすく説明することを趣旨として開催をしました。主な展示資料としましては、ウシガエル、コイ、ノコギリクワガタなど生体資料20点、タヌキ、カワセミなど剥製資料26点、オニヤンマ、オニグモなど動物の乾燥標本資料125点、エゴノキ、キツネノカミソリなど植物のさく葉標本33点、ニホンアカガエルの卵塊など写真パネル4点、パネル資料30点

などです。また、今回の企画展では、取り上げた 300 種の動植物の写真や展示したパネルの全てをインターネットを利用して公開し、いつでも誰でもどこからでも博物館ホームページからアクセスできるようにするとともに、希望する学校にはCDROMもお渡しするようにいたしました。会期中の入館者数は 56,842 人、1 日平均が 267 人、最大の日が 5 月 5 日の子どもの日で 2,049 人、最小の日が 4 月 16 日、5 月 25 日で 3 人となりました。ちなみに昨年の同時期に比べると約 5,500 人、11 パーセント増となっております。インターネットの企画展のページへのアクセス数は会期中に 3,602 件、配布したCDROMは 7 枚となっております。また、自然講座にて展示内容の解説を行ないました。最後に入場者の感想をいくつか上げてみますと、身近な動植物についてわかりやすくまとまっていてよかった。展示資料が子どもの目線に合わせてあってよかったなど、概ね好評でしたが、一方で標本が少ないなどのご意見もちょうだいしました。今後の企画展の参考にさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(4)平成 19 年 12 月市議会定例会の報告について説明してください。

○ **教育次長**

現在、12 月議会が開催中ですので簡単に説明いたします。日程は 11 月 28 日から 12 月 13 日の 16 日間で、報告を 2 件させていただきましたが、それ以外に市川市立特別支援学校設置条例の一部改正について、これは校名を須和田の丘支援学校へ名称変更を行なうものです。それから、学校教育法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、先ほど規則について説明がありましたけれども、条例も条文整備に伴う改正がありました。以上 4 件の議案が出されております。一般質問は、明日の午後からはじまりまして、35 名の議員から質問通告を受けています。教育委員会関係は 14 名から通告を受けております。それ以外にも関連する質問が予定されているところです。アドバイスがありましたらお願いしたいと思います。詳しくは 1 月の定例教育委員会でご報告いたします。

○ **五十嵐委員長**

それでは、これをもちまして平成 19 年 12 月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後 4 時 30 分閉会)